

## 第2回「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」式次第

- ・ と き 平成24年3月28日（水）14：00～15：30
- ・ ところ 衆議院第一議員会館 第6会議室
- ・ 司 会 肥田美代子

(1) 挨拶

座長 中川正春

(2) 自己紹介（前回ご欠席の方）

(3) 報告事項

桶田大介弁護士（WG構成員）

(4) 意見交換

(5) 第3回勉強会に向けて

座長 中川正春

### <配布資料>

- 1) 「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」メンバー（名簿）
- 2) 出版文化（印刷文化・電子文化）発展に必要な法的保護の枠組み案
- 3) 三田委員メッセージ

「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」メンバー

平成24年3月28日現在

(50音順 敬称略)

阿刀田 高：作家

甘利 明：衆議院議員（自民党）

池坊 保子：衆議院議員（公明党）

石橋 通宏：参議院議員（民主党）

植村 八潮：日本出版学会副会長 出版デジタル機構(仮称)設立準備会代表幹事

相賀 昌宏：日本書籍出版協会理事長 小学館代表取締役社長

角川 歴彦：内閣官房知的財産戦略本部員 角川グループホールディングス取締役会長

樺山 紘一：印刷博物館館長 東京大学名誉教授

河村 建夫：衆議院議員（自民党）

佐藤 隆信：日本書籍出版協会デジタル化対応特別委員会委員長 新潮社代表取締役社長

富田 茂之：衆議院議員（公明党）

座長 中川 正春：衆議院議員（民主党）

長尾 真：国立国会図書館長

野間 省伸：日本電子書籍出版社協会代表理事 講談社代表取締役社長

林 真理子：作家

事務局長 肥田美代子：文字・活字文化推進機構理事長

平尾 隆弘：文藝春秋代表取締役社長

福原 義春：文字・活字文化推進機構会長 資生堂名誉会長

堀内 丸恵：集英社代表取締役社長

三田 誠広：日本文藝家協会副理事長 作家

事務局 国立国会図書館、公益財団法人文字・活字文化推進機構

第2回 印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会

## 出版文化(印刷文化・電子文化)発展に必要な法的保護の枠組案

印刷・電子文化の基盤整備に関する勉強会WG

## 1. 書籍流通に関する法的保護の現状と問題点

### 作家の権利(著作権)と(別途設定されうる)出版権による法的保護の枠組は、紙による出版を前提としており、デジタル化・ネットワーク化の進んだ現状に適合しない

#### 法的保護の現状

##### 著作権

- 書籍の作家(著作者)は、登録など何らの手続を要せず、著作権を得る
- 作家は、無許諾出版行為(海賊版)について、紙媒体であれば複製権侵害、デジタル媒体であれば送信可能化権侵害等に基づき、損害賠償と共に、その差止を求めることができる。ただし、訴訟等の法的手続は作家自らが行う必要がある。
- 著作権(除:著作者人格権)は譲渡可能。実際、欧米の出版慣行では、出版社が譲渡を受けることが多い

##### 出版権

- 作家(複製権者)は、出版者に対し、別途設定契約により、著作物に出版権を設定することができる(法第79条以下)
- 出版権者は、排他的・独占的に当該著作物を出版(紙媒体の出版に限られ、電子媒体≡電子書籍に関する設定は想定外)する権利を専有する
- 出版権者は、無許諾出版行為(海賊版)を行う者に対し、独自の判断で損害賠償と共にその差止等を求めることができる(法第112条)
- 出版権が設定された著作物については、作家自らもこれを出版し、また第三者に出版を許諾することはできず、出版権を消滅させるためには、予め出版権者の被る損害を賠償しなければならない(著者の権利制限)
- 他方、出版権者は、出版権の設定を受けた著作物について、これを滞りなく出版するだけでなく、継続して出版する義務を負う(法第81条)

#### 問題点

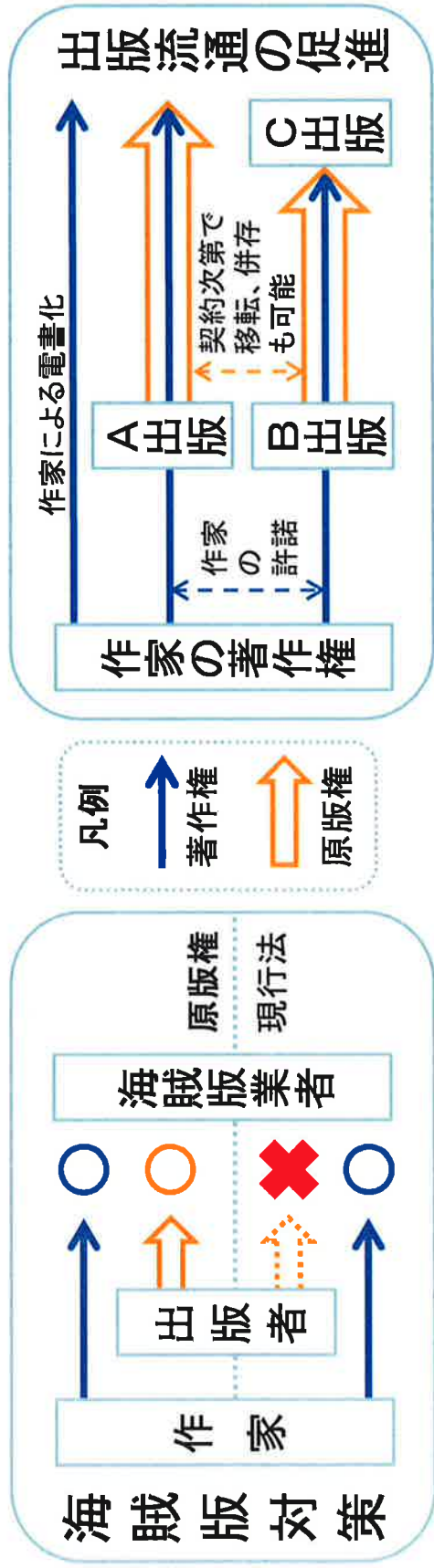
##### 電子書籍

- 著作権法上の出版権は、電子媒体による出版を想定しておらず、利用できない
- 当面の間、紙媒体による出版と並立する必要がある電子書籍は、原版(フォーマット)作成とその提供に関する継続的な維持管理コストを必要とする
- デジタル流通では、B to Cの間に介在するポータルサイトの役割が重要だが、出版権にサブライセンスは認められておらず、物でないので消尽論の適用も難しい

##### 海賊版対策

- デジタル化・ネットワーク化の進展、機器の性能向上等により、近時、書籍についてもインターネット上での海賊版問題が深刻化
- 紙の書籍をデジタル画像化し、その全ページをひとまとめにして、スマートフォン・PC等で閲覧可能とする行為(自炊、書籍のデジタルコピー作成)
- 原則、「自炊」行為は複製権侵害、デジタルコピーをインターネット上に置くことは送信可能化権/公衆送信権侵害となるが、現行法上、これらの権利を有するのは著者(著作権者)であり、出版者が直接、法的手段をとることは、仮に出版権の設定を受けていたとしても、極めて困難
- 法的効力を有する対抗策としては、作家自らが海賊行為を行う者に対し、自ら訴訟等の法的手続に訴えるほかなく、網羅的・組織的対応が行えない

## 2. 出版物著作権(仮)の法的構成と機能



出版サイクル円滑化(知の拡大再生産)への原動力

出版物を対象とした法的保護により投資を拡大

### 出版物著作権(仮)

- 複製権**  
出版物原版を複製する権利  
× 出版物をスキャンし、デジタル・コピーを作成する行為
- 送信可能化権**  
出版物原版を送信可能化(インターネットに展開)する権利  
× 出版物のデジタル・コピーをインターネット上で公開する行為
- 譲渡権**  
出版物原版を複製物の譲渡により公衆に提供する権利  
× 第三者の作成した海賊版をそれと知って販売する行為
- 貸与権**  
出版物原版を出版物の貸与により公衆に提供する権利  
× 許諾を得ずに出版物のレンタル業を営む行為

### 3. 出版文化（印刷文化・電子文化）発展のために必要な法的保護の枠組案

**著作隣接権またはこれに類する権利として、出版者に非独占な出版物原著作権を付与（無方式主義）することで、出版物に関する出版者の自律的行動を可能とする**

#### 法的保護の枠組案

##### 試案1：著作権の譲渡（現行法）

- 出版者が、著者から、著作権の譲渡を受ける

メリット

出版者が、自ら著作権者として、電子書籍化や海賊版取締を行える

デメリット

「著作物は作家のもの」という我が国出版文化と抵触し、現行法上、可能であるにも関わらず、一部の学術分野以外殆ど用いられていない。

また、海賊行為に対して網羅的・抜本的対応を行うためには、過去に出版された著作物の全てについて個別の権利処理が必要となってしまう、現状の問題に対する実効性に乏しい。

##### 試案2：出版権の拡張（法改正）

- 出版権の対象に電子書籍を加える

メリット

出版者が自ら、電子書籍化を推し進め、海賊版取締を行うことができる

デメリット

出版権の設定は、個別契約により作家から出版権を奪うものであり、著作権譲渡に限りなく近い。出版権は、電子書籍化を含まない紙の出版のみでも一般的とはいえないところ、作家の権利をより制約する本試案には、現実的な利用可能性に乏しい。

出版権は、ある特定の出版者に独占的な権利付与を行うものであり、健全な競争環境を阻害する側面がある。

##### 試案3：出版物原著作権の新設

- 「出版物」に対し、著作権とは異なる固有の権利（原著作権）を新設し、原著作権を出版者に付与する

メリット

出版者が、作家（著者）の権利を阻害することなく、電子書籍化を推し進め、また自ら海賊版に対する法的手続をとることができる。

作家（著者）は、当初出版の後も、異なる出版者を通じて出版ができ、原著作権は各出版行為の度、各出版物について生じ、先行出版と後行出版とは互いに影響しないため、出版者による自由な競争が促される。

デメリット

権利の新たな創設に対する抵抗感、関係者に適切なご理解をいただくのに努力を要する。

#### 参考事例

##### レコード製作者の著作隣接権

- レコード製作者には、作曲者や演奏者とは別個に、その製作したレコード音源（原盤）に関する固有の権利がある
- 海賊版レコード対策として導入された比較的新しい権利
- 原著作権は、この権利をひな形としたもの

##### イギリス：出版者の権利

- 出版者は、発行された版の印刷配列について、固有の著作権を有する
- この権利は、版の体裁やレイアウトに関する技能や労力への投資の保護や補償といった観点から認められるに至ったもの

##### EU：創作性のないデータベース

- EUは創作性を有しないデータベースについても、その製作者に固有の権利（sui generis）を認めている
- 同権利は、社会的に有用な知的生産活動を奨励するため、かかる活動に対する投資を保護する趣旨である

## 三田誠広よりメッセージ

「出版物原著作権」という新たな権利について、わたしの感想を記します。

これは従来、出版社に与えられてきた「出版権」とは別個の権利で、書籍を制作する場合の版下となる画像の「原版」の作成について、出版社の創造的な寄与を認めたものと解釈されます。これは音楽に関してレコード製作者に与えられる「原盤権」と同等のものと考えられます。

この「原版」が不法に複製され、公衆送信、譲渡、貸与、その他の二次利用に供された場合は、出版社の権利が侵害されることから、出版社が主体となって、不法なコピーを糾弾することができるようになります。

この「原著作権」が出版社に与えられた場合でも、書籍の中身といえる文字情報（テキスト）や、イラスト、漫画、写真などの著作物についての権利は、著作者が保有することになります。したがって「出版原著作権」は、著作者の著作権をいささかも侵害するものではないと考えられます。

著作者としては、アメリカのように著作権そのものを出版社に譲渡することには、大きな抵抗があります。日本の出版界は、出版社、書店、著作者が、一定のコンセンサスのもとに、出版文化、文芸文化を発展させてきた経緯があります。このコンセンサス（委託販売、再販制度、著作権についての慣行など）は、アメリカのシステムとは異なるものですが、現実には日本の出版業界は、世界にも類を見ないほどに発展してきました。ただし、これは紙の書籍を前提としたコンセンサスであったため、インターネットの時代になって、問題が生じることになりました。

「出版物原著作権」という権利の設定は、最もわずかな修正でインターネットの時代に対応する新たなシステムであり、従来のコンセンサスを維持しながら、新たな時代に対応するものです。日本独自のシステムのメリットを活かしながら、インターネットにも対応して、出版業界がさらなる飛躍を遂げるために、早急に実現しなければならない改革であると考えます。

なお、一刻も早く制度の改革が必要であることは当然として、この権利が設定された場合でも、過去の著作物にまで遡及するものではないと考えられますので、新規の出版物に与えられる「版面権」と同等の権利を、過去の著作物にも対応させるためには、出版社と著作者の間の新たな協定が必要となるでしょう。

そのためには、版面についての権利や、二次利用の権利について、すべての著作者の権利を一括して管理する著作権管理システムが必要です。国会図書館のアーカイブの利用や、国の補助によって実現されるはずの出版社が協力して運営する出版デジタル機構の活動のためには、過去の著作物の権利処理がなされなければなりません。著作者不明作品（オープン・ワークス）に関する現行の裁定制度についても大幅な改革が必要だと考えられます。このこともあわせてご検討いただければと思います。

2012年3月25日

三田誠広